

第 26 回は、社会保険に関する一般常識から「社会保険労務士法」を解説していきます。

[○択一式    ◎選択式]

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	◎	④	—	⑤	④	◎	⑤	③	◎⑤	⑤

平成 19 年、28 年の選択式は、労務管理その他の一般常識から出題

上記の出題実績を見ると、選択式含めて出題可能性が極めて高い科目です。

同時に「社会保険に関する一般常識」は最後の科目であり、さらに「社会保険労務士法」は最後の最後に学習する法律なので十分に目が行き届かない科目です。

まずは、最近 10 年間で出題された選択式の問題を押さえていきます。

その前に 2 つの条文を確認します。

法 1 条（目的）

【条文】

この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

平成 27 年、19 年と出題

法 1 条の 2（社会保険労務士の職責）

【条文】

社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

それでは、選択式の過去問を確認します。

平成 27 年の選択式は、混合問題で、(A) 社会保険労務士  
(B) 児童手当法、(C、D) 介護保険法、(E) 高齢者医療確保法  
からの出題です。

(平成 27 年 選択式)

**【問題】**

社会保険労務士法第 1 条は、「この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、[ A ] を目的とする。」と規定している。

**【解答】** (11) 事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること

法 1 条からの出題です。

下記が [ A ] に該当する 4 つの選択肢になります。

社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づき、「会社（事業）と労働者」に対して業とし事業を行うので、自ずと (11) が正しい選択肢になります。

- (2) 経済及び産業の発展と国民の利便に資すること
- (3) 経済及び産業の発展と社会福祉の増進に寄与すること
- (10) 社会保障制度の健全な発達と福祉の増進を図ること
- (11) 事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること

次に平成 19 年の選択式です。

**【問題】**

①社会保険労務士法第 1 条には、同法の目的として「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な [ A ] と労働者等の [ B ] に資することを目的とする。」と規定されている。

②社会保険労務士法第 2 条第 2 項に規定されている紛争解決手続代理業務には、紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に [ C ] を行うことが含まれる。

③ただし、上記の紛争解決手続代理業務を行うことができる社会保険労務士は、[ D ] に合格し、かつ社会保険労務士法第 14 条の 11 の 3 第 1 項の規定による紛争解決手続代理業務の付記を受けた社会保険労務士である [ E ] 社会保険労務士に限られる。

**【解答】** A : 発達 (法 1 条)    B : 福祉の向上 (法 1 条)    C : 和解の交渉 (法 2 条 3 項)  
D : 紛争解決手続代理業務試験 (法 2 条 2 項)    E : 特定 (法 2 条 2 項)

社会保険労務士の業務の種類は下記ようになります。

上記の選択式は、④の特定社会保険労務士が行う紛争解決手続代理業務からの出題です。

社会保険労務士の業務の種類	独占業務
① 申請書等の作成	社会保険労務士の独占業務
② 提出代行	
③ 事務代理	
④ 紛争解決手続代理業務 (特定社会保険労務士に限る)	
⑤ 帳簿類の作成	
⑥ 相談・指導業務	誰でもできる業務

平成 28 年法改正 「障害者雇用促進法」が追加

#### ④ 紛争解決手続代理業務 (特定社会保険労務士に限る)

●個別労働関係紛争解決法の紛争調整委員会におけるあっせんの手続並びに障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法に規定する調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。

労働関係調整法による労働争議に当たる紛争及び労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。

●都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争に関するあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

紛争の目的の価額が 120 万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。

平成 27 年法改正 改正前は 60 万円

●個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (ADR) であって、厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。



- ① 紛争解決手続について相談に応ずること
- ② 紛争解決手続の開始から終了までの間に、和解の交渉を行うこと
- ③ 紛争解決手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結すること

次に平成10年の問題を見ていきます。当時は、選択式ではなく記述式であったので解答も短文になります。

平成10年 記述式

【問題】

社会保険労務士は、常に〔 A 〕を保持し、業務に関する〔 B 〕及び実務に精通して、公正な立場で、〔 C 〕にその業務を行わなければならない。

また、社会保険労務士は、社会保険労務士の〔 D 〕又は〔 A 〕を害するような行為をしてはならないこととなっている。

なお、社会保険労務士に対する懲戒処分は、戒告、1年以内の開業社会保険労務士の業務の停止及び〔 E 〕の3種類ある。


【解答】

- A：品位（法1条2項）
- B：法令（同上）
- C：誠実（同上）
- D：信用（法16条）
- E：失格処分（法25条）

〔社会保険労務士に対する懲戒処分〕法25条

厚生労働大臣は、職責又は義務に反する行為を行った社会保険労務士に一定の懲戒罰を課すことが可能

●懲戒の種類

- |                   |    |                                                                                       |
|-------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 戒告              | 軽い |  |
| ② 一年以内の業務の停止      |    |                                                                                       |
| ③ 失格処分（資格を失わせる処分） | 重い |                                                                                       |

平成 24 年度 選択式

## 【問題】

1 社会保険労務士法第 17 条第 2 項では、「社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、申請書等（厚生労働省令で定めるものに限る。）で [ A ] につき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申請書等が労働社会保険諸法令に従って作成されていると認められたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その審査した事項及び当該申請書等が労働社会保険諸法令の規定に従って作成されている旨を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に [ B ] することができる。」と規定されている。

この規定によって、社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、厚生労働省令で定める申請書等の表面の欄外余白（当該申請書等の表面欄外余白に記載することが適当でないときは、その裏面の欄外余白）に審査事項等を [ B ] することができることとなった。なお、社会保険労務士法施行規則第 13 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める申請書等には、[ C ] 等がある。

2 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、依頼を受けた年月日、受けた報酬の額等厚生労働大臣が定める事項を記載し、関係書類とともに帳簿閉鎖のときから [ D ] 保存しなければならない。

なお、この帳簿の備付け（作成）義務に違反した場合及び保存義務に違反した場合 [ E ] に処せられる。

A : 他人の作成したもの（法 17 条 2 項）

B : 付記（法 17 条 2 項）

C : 厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（社労士則 13 条 1 項）

D : 2 年間（法 19 条）

E : 100 万円以下の罰金（法 33 条 1 号）

社労士法において最も重い罰則

罰則	罰則内容
3 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金	●不正行為の指示等の禁止 ⇒不正な保険給付の受給、保険料の賦課・徴収を免れること等についての指示
100 万円以下の罰金	●帳簿の備付け保存義務違反 ⇒帳簿閉鎖のときから 2 年間保存 ●依頼に応ずる義務違反 ⇒開業社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼を拒否できない。（紛争解決手続代理業務は除く） ●名称の使用制限違反
1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	●守秘義務違反 ●非社会保険労務士との連携の禁止

(法 25 条の懲戒処分と法 33 条の罰則の相違)

法 25 条 (懲戒処分)	法 33 条 (罰則)
厚生労働大臣の判断により行われる。	裁判等の手続きにより刑事罰として課せられます。

法令違反の場合、具体的な事案により罰則が課せられた上で懲戒処分のケースもあるし、罰則あるいは懲戒処分だけの場合もあります。

試験対策上、懲戒処分は 3 つのケース、罰則は、懲役、金額及び内容も押さえてください。

次に平成 27 年の社会保険労務士の法改正に関してまとめていきます。

①個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限額

特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を、**120 万円**に引き上げ 改正前…少額訴訟の上限額 (60 万円)

②補佐人制度の創設 (法 2 条 2 項)

③社員が一人の社会保険労務士法人の設立が可能に

法 2 条 2 項 (補佐人制度) … (平成 27 年 法改正 新設)

【条文】

①社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、**補佐人**として、弁護士である訴訟代理人とともに**出頭**し、**陳述**をすることができる。

②前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず。

ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

それでは、社会保険労務士の欠格事由（法5条）を確認します。

欠格事由	一定期間、資格を有することができない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者</li> <li>・ 成年被後見人又は被保佐人</li> <li>・ 破産者で復権を得ないもの</li> </ul>	最初から資格を有することができない。
懲戒処分により社会保険労務士の失格処分を受けた者	その処分を受けた日から3年を経過しないもの
社会保険労務士法又は労働社会保険諸法令の規定により <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罰金以上の刑に処せられた者</li> <li>・ 禁錮以上の刑に処せられた者で</li> </ul>	その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
登録の取消しの処分を受けた者 弁護士、公認会計士、税理士、行政書士	その処分を受けた日から3年を経過しないもの

厚生労働大臣は、合格の決定に関する業務以外（つまり試験事務）を全国社会保険労務士会連合会に行わせることができる。

▼次に社会保険労務士試験・特定社会保険労務士の試験及び登録に関する内容です。

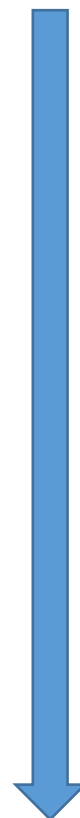
社会保険労務士試験	紛争解決手続代理業務試験
毎年1回以上、厚生労働大臣が行う。	



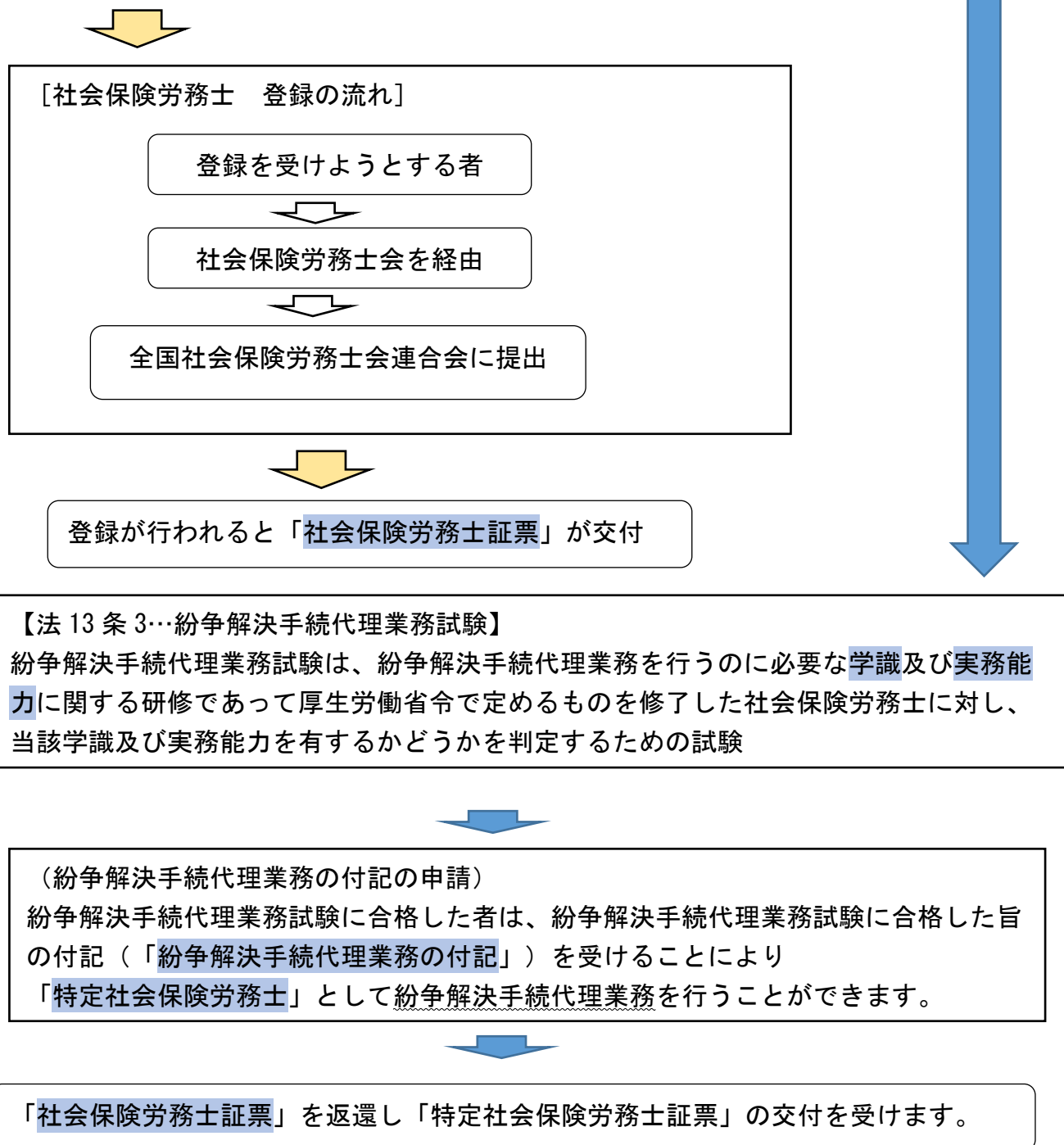
[登録]

社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

社会保険労務士名簿は、全国社会保険労務士会連合会に備えており、社会保険労務士名簿の登録は、全国社会保険労務士会連合会が行う。









## 社会保険労務士の登録の決定に関して（法 14 条の 6）

## 【条文】

全国社会保険労務士連合会は、登録の申請を受けた場合においては、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有し、かつ、登録拒否事由に該当しない者であると認めたときは、遅滞なく、社会保険労務士名簿に登録し、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有せず、又は登録拒否事由のいずれかに該当する者であると認めたときは登録を拒否しなければならない。

登録を拒否しようとする場合においては、資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

## 〔登録拒否事由〕

①懲戒処分により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

②心身の故障により社会保険労務士の業務を行うことができない者

③労働保険、社会保険の保険料について、登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料に限る。）を引き続き滞納している者

④社会保険労務士の信用又は品位を害するおそれがある者その他社会保険労務士の職責に照らし社会保険労務士としての適格性を欠く者

③に関しては、登録を受けようとする者が、自身の国民年金や健康保険の保険料を滞納している者を指します。

最後に登録の取り消しと抹消を確認します。

社会保険労務士の登録の取り消し	社会保険労務士の登録の抹消
<p>連合会は、社会保険労務士の登録を受けた者が、下記に該当するときは、資格審査会の議決に基づき、<u>登録を取り消すことができる</u>。(任意)</p>	<p>連合会は、社会保険労務士が下記に該当したときは、遅滞なく、その<u>登録を抹消しなければならない</u>。(義務)</p>
<p>①登録を受ける資格に関する重要事項について、告知せず又は不実の告知を行って当該登録を受けたことが判明したとき。 ②心身の故障により社会保険労務士の業務を行うことができない者 ③2年以上継続して所在が不明であるとき</p>	<p>①登録の抹消の申請があつたとき。 ②死亡したとき。 ③登録の取消しの処分を受けたとき。 ④欠格事由に該当し、社会保険労務士となる資格を有しないこととなったとき</p>

(完)